

# マンスリー・レビュー

2019.6



三井住友銀行

企画  
編集 日本総合研究所

## CONTENTS

視点	米中貿易摩擦の背後で進む新しい「チャイナ・プラス・ワン」 日本総合研究所 調査部 三浦有史 … 1
経済トピックス	消費者物価の先行きをどうみるか 日本総合研究所 調査部 村瀬拓人 … 2
社会トピックス	都市部幹部人材の地方還流の現状と課題 日本総合研究所 調査部 星 貴子 … 4
アジアトピックス	中国離れに動く台湾製造業 日本総合研究所 調査部 成瀬道紀 … 6
産業トピックス	今後の成長が期待される欧州電動車（EV）充電インフラ 三井住友銀行 コーポレート・アドバイザー本部 企業調査部 古賀健祿 … 8
データアイ	世帯タイプ別にみた消費増税の影響 日本総合研究所 調査部 小方尚子 … 10
KEY INDICATORS	…………… 12

---

本誌は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本誌は、作成日時点で弊行および弊社が一般に信頼出来ると思われる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を弊行および弊社で保証する性格のものではありません。また、本誌の情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがありますので、ご了承ください。

ご利用に際しては、お客さまご自身の判断にてお取り扱いいただきますようお願い致します。本誌の一部または全部を、電子的または機械的な手段を問わず、無断での複製または転送等することを禁じております。

---



## 米中貿易摩擦の背後で進む新しい「チャイナ・プラス・ワン」

米中貿易摩擦の深刻化によってグローバル・バリュー・チェーン（GVC）の見直しが始まっています。GVCとは、わが国を始めとする多国籍企業が構築した分業体制に基づく世界規模の供給・調達網のことです。中国は「世界の工場」として東アジアのGVCにおける中心的役割を果たすことで目覚ましい経済成長を遂げてきました。しかし、摩擦長期化の懸念が強まるのに伴い、中国を最終的な輸出拠点とする企業は制裁関税により米国市場における競争力が低下することを恐れ、GVCを見直し始めています。

最も注目されるのは、電子機器受託製造サービス（EMS）を手掛ける台湾企業の動向です。台湾のEMS企業はスマートフォンやパソコンなどを中国で組み立て、世界に輸出してきましたが、2018年後半からその一部をベトナム、インドネシア、インド、フィリピンなどに移そうとする動きがみられます。こうした動きは米国のアパレル企業にもみられます。生産拠点の分散先としては、人件費が安く、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）」の加盟国であるベトナムが注目されています。

中国に集中した生産拠点をベトナムにシフトする動きは今に始まったことではありません。わが国では2005年の中国における大規模な反日デモを契機に「チャイナ・プラス・ワン」が叫ばれ、ベトナムがその有力候補とみなされてきました。また、韓国企業も過度の中国依存を避けるため、同様の取り組みを行ってきました。しかしながら、それらはGVCにおける中国の役割そのものを見直すものではなく、あくまで組み立てや縫製といった最終工程の一部をベトナムに移すものでした。

しかし、今後見込まれる新しい「チャイナ・プラス・ワン」は東アジアのGVCにおける中国の圧倒的な存在感を徐々に低下させる可能性があります。従来と異なるところは、中国企業自身が「脱中国」を模索している点です。ベトナム政府によれば、中国は2019年1～3月期に前年同期比3.5倍の7.2億ドルの直接投資を行い、わが国や韓国を上回る最大の投資国となりました。四半期の累計投資額で中国がトップになるのは初めてで、製造業による投資が中心です。

今後の中国製造業の対外直接投資は、米中通商協議がどのように決着するかによって大きく左右されます。協議が決裂した場合は、中国企業による「チャイナ・プラス・ワン」が加速する可能性があります。中国の大幅な譲歩によって和解ムードが高まったとしても、先行きは楽観出来ません。中国は5Gと呼ばれる次世代通信規格やスマートフォン用半導体で米国を脅かす存在になっていること、2030年頃には経済規模で米国を上回ると見込まれることから、米国の警戒感は容易には解消されないと考えられるからです。

米中貿易摩擦を巡っては、もっぱら中国経済やわが国の対中輸出にどのような影響が及ぶかに関心が集中しており、新しい「チャイナ・プラス・ワン」によってGVCがどのように変化するかという東アジア全体を見渡す視点は総じて希薄です。わが国企業には、米中貿易摩擦の背後で進む東アジアのGVCの再構築を視野に入れた投資戦略が求められましょう。（三浦）

## ■ 消費者物価の先行きをどうみるか

わが国の消費者物価（生鮮食品を除く総合）は、2017年1～3月期にプラスに転じた後、2年にわたり上昇が続いています（図表1）。本年1～3月期は前年比+0.8%と、日銀が目標とする2%には届かないものの、1%近い上昇ペースが定着するようになりました。以下では、最近の消費者物価の動向を整理したうえで、先行きを展望しました。

### エネルギー価格の上昇が主因

最近の物価上昇の内訳をみると、原油やLNGの輸入価格上昇が大きく影響しています。WTI原油価格先物は、2017年6月の1バレル42ドルをボトムに上昇基調が続ぎ、18年10月には76ドルまで上昇しました。LNGも、原油価格に連動する価格契約となっているため、同期間に3割超上昇しました。この結果、本年1～3月期の品目別価格をみると、電気代（同+7.3%）、都市ガス代（同+8.6%）といった品目の値上がりが顕著

となっています。これらエネルギー関連の価格上昇の寄与は同+0.4%ポイントと、物価上昇分の5割を占めています。

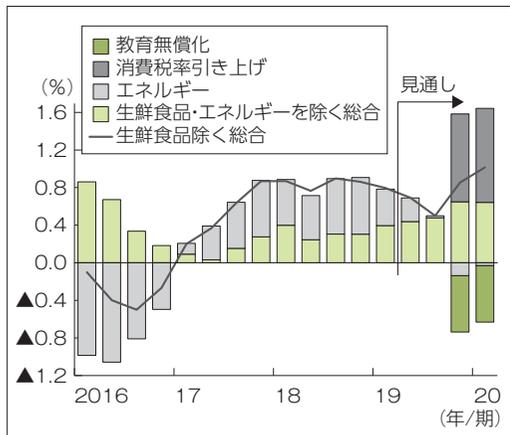
一方、その他の品目の価格上昇は限定的です。実際、物価の基調判断に用いられる生鮮食品とエネルギーを除いた消費者物価の伸びは、前年比+0.4%と力強さを欠いた状況が続いています。とりわけ、物価を下押ししているのが携帯電話通信料（同▲4.2%）と携帯電話機（同▲3.9%）です。これは、他社から回線を借り受け通信サービスを提供するMVNO（仮想移動体通信事業者）の参入や、格安スマートフォンの普及を背景に、携帯電話市場における競争が激化していることが背景にあります。これら二つの費目で、本年1～3月期の消費者物価を▲0.1%ポイント押し下げています。

### 物価の基調は徐々に上昇

先行きを展望する際にも、エネルギーとそれ以外の動向を分けて考えることが重要です。まず、エネルギー価格については、今後、プラス寄与が縮小していく見込みです。原油価格は、世界経済の減速に伴う需給悪化懸念などを背景に、18年10月から12月にかけて3割下落しました。その後は、再び上昇に転じているものの、本年4月の水準は前年を下回っています。原油価格の下落は、ラグを伴う形で国内のエネルギー価格に反映されていくため、消費者物価へのプラス寄与は、19年半ばにはほぼゼロになる見通しです。

一方、エネルギー以外の費目については、通信費の下落基調が続くとみられるものの、以下の2点を背景に、上昇ペー

図表1 消費者物価の寄与度分解（前年比）



（資料）総務省「消費者物価指数」を基に日本総合研究所作成

スが徐々に高まる見込みです。

第1に、人件費の増加を背景としたサービス価格の上昇です。とりわけ、パートタイム労働者の時給は上昇基調が続いており、サービス業を中心に企業収益を圧迫しています。こうしたなか、人手不足が深刻な外食業などでは、人件費を価格転嫁する動きが出始めています。実際、本年1～3月期の消費者物価では、外食は前年比+1.1%と、前年同期（同+0.6%）に比べ伸びが高まっています。今後は、こうした動きが徐々に広がることで、サービス価格の上昇ペースも緩やかに高まる見込みです。

第2に、家計の低価格志向の緩和です。家計が購入した財・サービスの平均購入単価は、足元で上昇傾向にあります。とりわけ耐久消費財は、18年半ば以降、単

価の上昇が顕著になっています（図表2）。失業率の低下や所定内給与の増加など雇用・所得環境が着実に改善するなか、消費者が高性能な家電製品など、より高価格帯の製品購入に積極的になってきたと考えられます。こうした家計の消費行動の変化は、企業の低価格競争の緩和を通じて、消費者物価の押し上げに作用する見込みです。

こうした要因により、生鮮食品とエネルギーを除く基調的な物価の伸びは、前年比+1%に向けて徐々に高まる見通しです。物価上昇の主因がエネルギーからその他の品目へと移行することで、デフレを脱却しつつある姿がより明確化していくでしょう。

### 消費増税による物価上昇は限定的

一方で、本年末に予定される消費増税に伴う急激な物価上昇も懸念されています。前回14年4月の増税時には、消費者物価（生鮮食品を除く総合）が前年比+3.2%と大幅に上昇したため、個人消費の低迷を招きました。

もともと、今回は税率の引き上げ幅が2%と小さいほか、軽減税率も導入されます。このため、増税に伴う物価の押し上げは+1.0%ポイントと、前回の半分にとどまると試算されます。さらに、増税と同時に実施される幼児教育の無償化が、物価を▲0.6%ポイント押し下げる見通しです。以上を総合すると、原油価格の下落や消費増税といった大きな変動要因はあるものの、当面の消費者物価は1%弱の緩やかな上昇ペースが続くと予想されます。（村瀬）

図表2 耐久消費財の平均購入単価と消費者物価（後方12カ月移動平均、前年比）



(資料) 総務省「家計調査報告」、「消費者物価指数」を基に日本総合研究所作成  
 (注) 1. 平均購入単価は、個別品目の「支出金額/購入数量」を支出金額で加重平均した計数。消費者物価指数は、平均購入単価と同品目の指数を同ウエートで加重平均した計数。  
 2. 平均購入単価が計算可能な耐久消費財のうち、とりわけ振れの大きい自動車を除く品目のデータを用いて作成。

## 都市部幹部人材の地方還流の現状と課題

近年、地方就労に前向きな大都市にある大手企業の管理職の存在が注目されています。人材不足が深刻化する地方で、中小企業の経営のサポート役あるいは担い手として有望視されており、彼らを地方中小企業に紹介する事業も官民双方で動き始めました。しかし、都市部人材の地方就労の流れを軌道に乗せるには、課題も残されています。以下では、本件事態を巡る動きを整理したうえで、今後求められる取り組みについて検討してみました。

### 地方就労に前向きな都市部幹部人材の存在

国民の職業観や人生観が多様化する昨今、都市部企業の管理職のなかに、地方就労を肯定的に考える人が目立つようになってきました。(株)ビズリーチやエン・ジャパン(株)などの人材紹介会社が東京圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)の大企業に勤務する35～54歳の管理職にアンケート調査を実施したところ、回答者の約半数が地方就労に前向きとの結果が得られました。この結果と2017年の各種労働統計データを基に機械的に試算すると、東京圏の大企業で地方就労に関心を寄せる管理職は、63万人いることになります(図表)。

一方、従業員の地方就労に取り組む大企業も出てきています。ミドル層や管理職を地方中小企業へ派遣・出向させる企業のほか、中堅社員をベンチャー企業に経営幹部として一定期間移籍させる企業もあります。大企業が従業員を地方就労させる理由の一つに、経営幹部の育成があります。地方企業の幹部は営業や経営管理等の業務を一人でこなすケースが多く、大企業で経営幹部になるために必要な能力を実地で習得させることが可能と

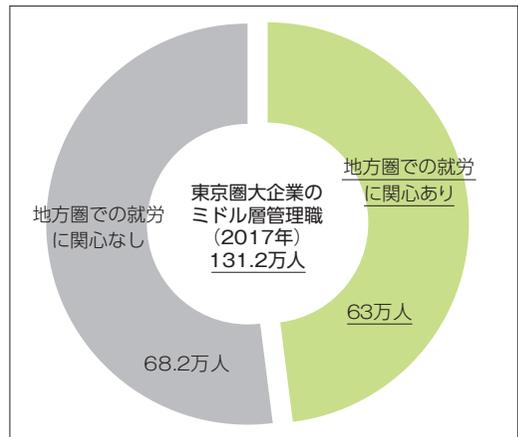
なるためです。

加えて、後継者難にある中小企業の経営の担い手としても、都市部の幹部人材への注目度は高まっています。地方では、今後後継者が確保出来ずに休廃業する企業の急増が懸念されています。中小企業庁は、後継者難により中小企業が休廃業することによって、2025年までにわが国全体で650万人の雇用と22兆円のGDPが喪失するとの推計結果を公表しています。この推計結果を基に試算すると、地方では455万人の雇用と14.5兆円のGDPが失われることとなります。地方経済へのダメージを最小限に食い止めるうえでも、都市部の幹部人材への注目が集まっているのです。

### 地方還流支援策が動き出すも課題は山積

政府は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」で、都市部人材の地方還流を目

図表 東京圏管理職の地方就労への関心



(資料) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査(2017年)」、総務省統計局「労働力調査(2017年)」を基に日本総合研究所作成

- (注) 1. 従業員1,000人以上の企業の「雇用の期間の定めなし従業員」が対象。  
 2. 管理職とは、課長職および部長職(労働力調査)。  
 3. 「関心あり」には、「やや関心がある」が含まれる。

指しています。その具体的取り組みとして、2015年ごろから、地方中小企業に都市部の幹部人材を紹介する事業が官民で相次いで始まりました。官の事業には、政府系企業の(株)日本人材機構による経営幹部人材紹介と、内閣府によるプロフェッショナル人材戦略事業(プロ人材戦略)があります。(株)日本人材機構では経営幹部人材、プロ人材戦略ではそれに加えて専門人材を、地方銀行(地銀)や人材紹介会社等と連携して、主に地方の中堅・中小企業に向けて紹介しています。さらに、プロ人材戦略では、大企業による地方企業への社員の向出・研修も支援しています。両事業により地方還流した人材は、2018年度末までで約6,000人に上っています。

一方、民間では、大手人材紹介会社が自治体や地銀と連携して地方中小企業に都市部の幹部人材を紹介しているほか、地方中小企業にフリーランスの専門人材を派遣する企業や、地方の求人情報や地方就労希望の都市部人材の情報を一元的に提供するIT企業などが積極的に活動しています。2018年1月の規制緩和を受け、取引先に都市部の幹部人材を紹介する地銀も出てきました。

都市部人材の地方還流を支援する官民の事業は緒に就いたばかりですが、すでにいくつかの課題も明らかになっています。とりわけ、一つの企業にフルタイム勤務することを前提としたわが国の雇用慣行が大きな壁となっています。地方での就労を希望する都市人材の多くが、2地域就労や副業といった新しい就労形態を希望しているにもかかわらず、そのための法体系や制度の見直しは十分とはいえません。地方就労を希望する人材にとっては、大都市か地方か、大企業か中小企

業かの二者択一を迫られ、思うように行動に移せない状況となっているのです。

## 求められる人材活用の多様化

都市部人材の地方就労を軌道に乗せるためには、多様な働き方を広く認めるよう、企業の人材活用方法を変えていくことが重要です。経済産業省の人材力研究会では、地方中小企業の業務内容にはフルタイム勤務でなくても対応可能なものが少なくないと報告されています。したがって、人材の送り手、受け手双方の企業が、副業や兼業といった多様な働き方を積極的に導入したり、受け入れたらすれば、都市部人材の地方就労を本格化させることも可能になってきます。

そうした状況を理解しつつも、人材流出や情報漏えいに対する懸念から、働き方の見直しに二の足を踏む企業は少なくありません。しかし、前述の報告書では、副業や兼業には、社員の自主性や自律性が促される、副業先で得た経験や知見が本業に還元されることでイノベーション創出が期待出来るなどのメリットも指摘されています。そもそも、今後、人手不足の一層の深刻化が見込まれるわが国においては、限られた労働力の効率的な活用が不可欠です。多くの企業には、自社だけでの人材抱え込みから、企業間、異業種間、さらには地域の枠を超えて、必要な人材の能力をシェアしながら活用するという発想の転換が求められましょう。

同時に、政府には、労働、社会保険、税制といった法制度の改正や労働者のキャリア形成に関する指針の作成など、企業が多様な働き方を取り入れやすくするとともに、労働者にとって副業や転職が不利にならない社会制度を早急に整備することが望まれます。(星)

## 中国離れに動く台湾製造業

台湾の製造業は、2010年代半ばにかけて中国への生産シフトを積極的に進めてきましたが、近年は生産拠点を台湾に回帰させる動きがみられます。台湾製造業の海外需要に対する生産拠点を地域別にみると、2015～16年ごろまで中国の比率が右肩上がりでも上昇した一方、台湾の比率は低下の一途をたどりました（図表1）。ところが、足元では、その動きが逆転しています。

### 生産回帰の背景

こうした変化の背景として、中国の事業環境の悪化が指摘出来ます。

大きな転機となったのは、環境規制の強化です。PM2.5による大気汚染などをはじめとした環境問題が深刻化するなか、中国政府は2014年に「環境保護法」を25年ぶりに改正し、違反企業に対する厳罰や行政の監督責任を定めました。これを受けて、罰金、生産停止命令、設備

の押収など、厳しい取り締まりが行われ、企業の生産活動が制限されるようになりました。

次に挙げられるのが、人件費の急速な上昇です。2010年時点では、中国の人件費水準は沿海部においても台湾の3割以下でしたが、最低賃金の引き上げなどもあって、足元では台湾の約6割にまで上昇しています。

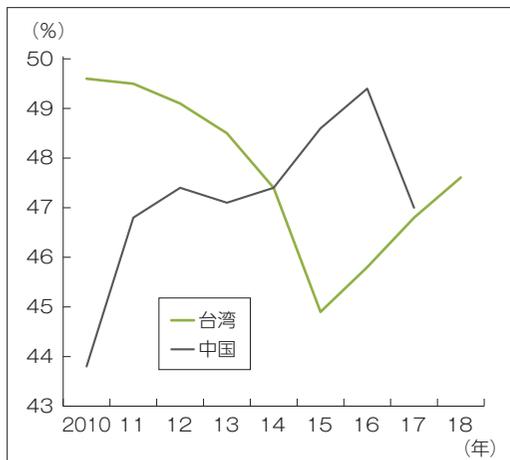
さらに、台湾特有の中国生産拠点の位置づけも、台湾への回帰を促す要因といえます。中国での生産環境の悪化は、どの外資メーカーにとっても共通した逆風です。しかし、わが国製造業では、ここ数年で生産拠点を中国から国内に回帰する動きはさほど見受けられません。

両者の違いは、中国で生産した製品の販売先に起因しています。わが国企業は中国で生産した製品の販売先の過半が現地向けであるのに対し、台湾企業は中国で生産した製品の販売先の8割近くが、第三国向け輸出となっています。わが国企業の中国生産は「地産地消」という側面が強いため、現地の生産環境が悪化したからといって簡単に撤退するという選択肢をとれません。これに対して、台湾企業にはそうした制約が小さいため、生産拠点を比較的柔軟に選択することが出来るという事情があります。

### 米中貿易摩擦の影響

さらに、ここきて米中貿易摩擦も中国離れの新たな要因として浮上しています。台湾企業が中国拠点で生産した製品は、約3割が米国向けとみられます。この

図表1 台湾輸出企業の生産地比率



(資料) 台湾經濟部

ため、米国による中国製品に対する関税引き上げは、中国で生産する台湾企業にとって大きな負担となります。現状、米国向け輸出の主力であるスマートフォンやノートパソコンは関税引き上げの対象外であるため、台湾企業が中国生産を直ちに縮小するような動きはみられません。もっとも、米中対立が長期化するなか、将来的に米国がどのような対中制裁を課すか分からないだけに、中国への生産一極集中は大きなリスクとなります。このため、今後新たな生産能力の増強は中国以外で行うなどして、相対的に中国への依存度を低めていくと予想されます。

### 今後の展望

もっとも、このまま生産拠点の台湾への回帰が加速していく公算は小さいとみられます。中国との賃金格差は縮小しつつあるとはいえ、台湾の person 費は先進国並みに高く、台湾での需要も限られています。足元の動きは、中国離れの一時的な受け皿として、余力のあった台湾の生産拠点の稼働率を高めたものと考えられます。

今後はむしろ、中国・台湾以外の地域、なかでも東南アジアでの生産を強化する動きが進むと見込まれます。

その理由の第1は、人件費が安いことです。例えば、ベトナム、フィリピンなどの賃金は中国の半分以下の水準にとどまっています。

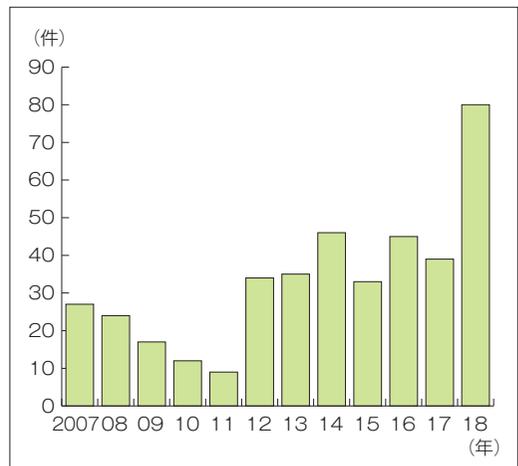
第2は、IT関連の生産拠点がアジア地域に集積していることです。電子機器の製造には非常に多くの部品を必要とする

ため、その大部分を製造している日中台韓など東アジア諸国の近くに生産拠点を設けることで、部品調達のコストやリードタイムを節約し、競争力を維持することが出来ます。

実際、台湾企業の東南アジアへのシフトの兆しは、すでに統計上にも表れてきています。台湾製造業による東南アジアへの投資件数は、2018年に前年の2倍以上に急増しており、東南アジアの生産拠点を急ピッチで増設している様子がみられます（図表2）。

電子部品・機器で大きな世界シェアを持つ台湾製造業が本格的に東南アジアでの生産を拡大していけば、IT関連のグローバル・サプライチェーンがさらに広がるなど大きく変化していくことが予想されます。わが国企業も、そうした変化に対応した生産・輸出・物流の最適化が求められることになりそうです。（成瀬）

図表2 台湾製造業のASEAN5への投資件数（認可ベース）



（資料）台湾經濟部

## ■ 今後の成長が期待される欧州電動車 (EV) 充電インフラ

欧州では、EUや各国政府の厳しい環境規制を受けて電動車（以下、EV：Electric Vehicle）の普及に向けた官民の取り組みが進んでおり、普及促進に不可欠なEV用充電インフラの市場拡大に向けた動向が注目されています。

### EV政策と充電インフラ整備

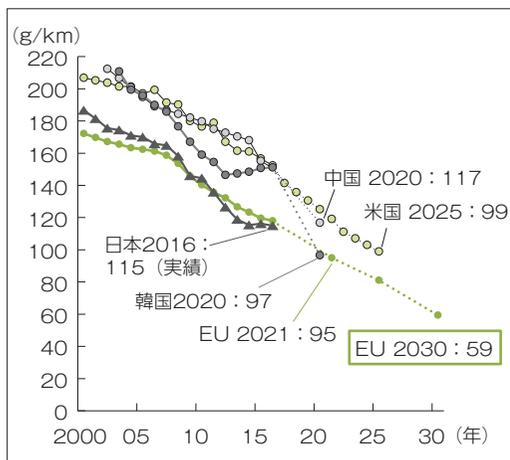
EUは、環境規制の一環として域内で販売される新車の二酸化炭素排出量を2030年までに2015年対比半減させるという世界的にみても極めて厳しい燃費規制を定めており（図表）、目標を達成出来ない大手完成車メーカーには数千億円規模の罰金が科されるとの見方もあります。現状、目標達成にはEVの普及が不可欠とされているため、EUおよび各加盟国は、①ガソリン車より価格の高いEVの販売促進、②大幅な生産増加が必要となる車載用電池の欧州域内でのサブ

ライチェーン構築、③EV用の充電インフラの整備、などを推進しています。こうしたなか、2030年のEV保有台数を国際エネルギー機関による予測を基に弊行で試算すれば、欧州5カ国（ドイツ・英国・フランス・オランダ・ノルウェー）で計2,400万台と2017年の66万台から大きく増加する見込みとなり<sup>(注1)</sup>、実際、足元では、完成車メーカーによるEVの新モデル投入や、電池メーカーによる大規模工場建設計画の公表（一部では完工・稼働済）、といった動きも活発化しています。

一方、EV普及を支える充電インフラをみれば、2030年に数千万台の充電設備が必要になるとみられるなか<sup>(注2)</sup>、2017年時点ではわずか39万台にとどまっています。また、現状、個人や企業が、充電時間（電池容量の80%充電）が5～15時間必要となる安価な「普通充電設備」を、国や自治体の補助金を活用し自宅や職場に設置しているものが大半で、高圧電流を使用し充電時間を30分程度に抑える「急速充電設備」の普及は、設置費用が高いため一部にとどまっています。今後も、欧州では、自宅に駐車場を持たず地方自治体が運営する路上駐車場を利用する世帯も多いことから、自宅周辺の公共スペースなどでは普通充電設備の需要が見込まれますが、EV普及により外出先での短時間充電のニーズが増加するため、ガソリンスタンドや高速道路のサービスエリアなどでは、急速充電設備の普及も期待されています。

また、自宅・職場以外の充電スタンド

図表 燃費規制の状況  
(二酸化炭素排出量/km)



(資料) ICCTデータより弊社作成

の運営においては、EV普及が初期段階にあるなか、とくに、急速充電設備の投資負担が重いこともあって利益を確保出来ている事業者はほとんどいないとされています。近年、大手の電力会社に加えて、将来的なガソリン需要の減少を懸念している大手の石油・ガス会社などが、新規に充電スタンドの運営に参入していますが、収益モデルの確立が大きな課題となっています。

(注1) 欧州のEV世界シェアが2017年と同水準で推移するとして弊行にて試算。

(注2) 現状の設備能力でみれば、自宅・職場の普通充電スタンド数がEV保有台数の約7割、公共の急速充電スタンド数が同1割必要とされる。

## 充電インフラの整備拡大に向けた動き

こうしたなか、EUは、加盟国に対して、2014年9月の「代替燃料インフラ指令」によりEV10台当たり1カ所の公共充電スタンドを目安とした設置義務付けに加えて、2018年5月の「建築物エネルギー性能指令改正」により一定の駐車スペースを有する建築物への充電スタンド設置や設置用配線整備など、法的拘束力のある目標を定めています。また、加盟国の政府・自治体によっては、個人・企業向けの補助金支給や事業者向けの税優遇策などを実施しているほか、大手完成車メーカーも、充電インフラ運営事業者との提携などを通じて充電インフラの拡充への支援を進めるなど、官民双方から様々な取り組みが進んできています。

## EV普及がもたらす新たな課題と対応

一方、EVおよびEV充電インフラが普

及した場合、新たにEVの電力使用が既存の送配電網など電力システムに与える影響が懸念され始めています。仮にEVが2030年に予測通り普及し全EVが同時に充電した場合、電力使用量は発電容量の約30%に達すると試算され、電力消費のピーク時にEVの充電が集中すると、発電設備および送配電網の容量が不足する可能性も指摘されています。

このため、電力会社などでは、今後10～20年後の実現を見据えて、送配電網増強に加え、充電を電力使用量の少ない夜間に誘導する料金体系の設定や、EVの電池を充電スタンド経由で送配電網に接続し電力供給源とする取り組み（V2G：Vehicle to Grid）、など負荷軽減に向けた対策を検討しています。

## 今後の方向性

このようにEVの充電インフラ普及には、依然多くの課題が残りますが、EV充電インフラはEV普及の鍵を握るとみられ、本格的な普及期に入った場合、充電インフラの運営や関連機器の市場が大きく拡大することが期待されています。

とくに、今後については、①電力会社や石油・ガス会社を中心としたEV充電インフラ運営への参入拡大、②充電設備や送配電網関連サプライヤーの生産増強、③急速充電やV2Gといった特定の技術・サービスに強みを持つ新興企業を絡めたアライアンスの増加、など多くのビジネスチャンスが期待されるため、引き続き世界の先行事例になるとみられる欧州の動向が注目されます。（古賀）

# データ アイ 世帯タイプ別にみた消費増税の影響

**本**年10月に予定される消費増税により家計の可処分所得は下押しされます。

前回2014年の増税時には、厚生年金保険料が引き上げられたことに加え、政府による家計支援策も限られていたため、一世帯当たり年15万円もの負担増が発生しました。これが個人消費を長期にわたり冷え込ませたとの反省から、今回は、手厚い負担軽減策が講じられています。代表的な対策としては、軽減税率の導入、教育無償化、年金世帯向け給付金、プレミアム付商品券、キャッシュレス決済ポイント還元などが挙げられます。この結果、世

帯当たりのネットの負担増は、年3万円程度に抑えられる見込みです。

**も**っとも、負担軽減策の効果は、世帯間で大きく異なります。

最も負担軽減額が大きくなるのは、子どものいる世帯を含む「二人以上の勤労者世帯」です（図表1）。これは、幼児教育と高等教育という二つの無償化政策の効果が発現化しているからです。

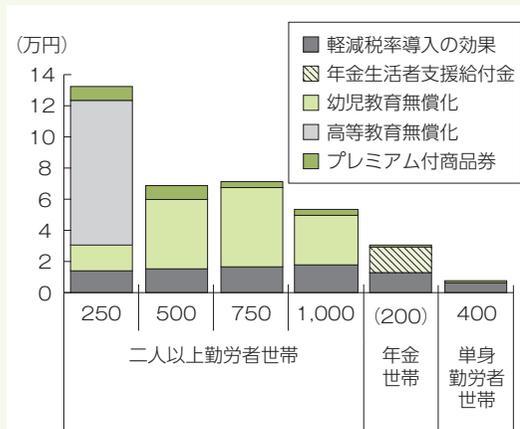
幼児教育の無償化は、3～5歳の子どもの幼稚園、保育所の利用料を政府が全額補助するものです。低所得世帯では、0～2歳児も無料となります。これにより、例えば年収750万円

の世帯では年5万円の負担が軽減されることとなります。

一方、高等教育の無償化は、低所得世帯を対象に、授業料と給付型奨学金を合わせて学生一人当たり年間62～158万円を支給する政策です。年収250万円世帯では、もともと保育料が低く抑えられていたため、幼児教育無償化の恩恵はほとんど表れません。代わりに、高等教育無償化の効果で年9万円の負担が軽減されることとなります。

これに対して、年金世帯と単身勤労者世帯では、負担軽減効果は小幅となりそうです。低年金の世帯には一人当たり年6万円の給付

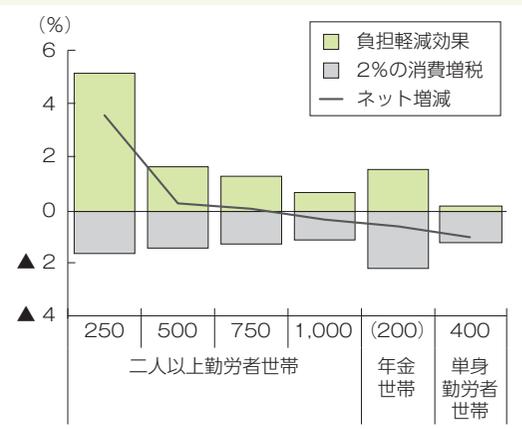
図表1 世帯タイプ別の負担軽減額（年額）



（資料）総務省「家計調査報告」、財務省「平成31年度予算のポイント」などを基に日本総合研究所作成

- （注）1. プレミアム付商品券は9カ月限定の総額。  
 2. 世帯タイプ上の数字は年収（万円）。年金世帯は推定。  
 3. 年金世帯は、世帯主が65歳以上無職の世帯。  
 4. 教育無償化は、各世帯の年齢別・在学者別世帯員分布を基に1世帯当たりの平均対象者数を算出。

図表2 世帯タイプ別の負担増減額（可処分所得比）



（資料）図表1に同じ

- （注）1. 消費増税負担は軽減税率導入効果除く。  
 2. 世帯区分は図表1に同じ。

金が支給されますが、年金世帯全体の平均では、負担軽減額は年3万円にとどまります。軽減税率しか負担軽減の対象にならない単身勤労者世帯では負担軽減額が年1万円に過ぎません。

**所得比でみたネットの負担増減も世帯間でバラツキが表れそうです。**

年収1,000万円未満の二人以上の勤労者世帯では、負担軽減額が消費増税額を上回るため、ネットで受け取り超となります（図表2）。可処分所得比では、年収250万円世帯で3.6%、年収750万円世帯で0.1%と、所得が低い世帯ほど家計収支に対するプラス影響が大きくなります。消費税の問題点として、低所得者ほど収入比でみた税

負担が大きくなる「逆進性」が指摘されることがありますが、各種の負担軽減策により、二人以上の勤労者世帯に限ってみれば、今回はそうした問題が緩和される見通しです。

逆に、年金世帯では、消費増税額が負担軽減額を上回るため、0.6%のネットの負担超となります。さらに単身勤労者世帯では同1.0%とより負担が重くなります。今回の消費増税では、負担増の大半が年金世帯や単身勤労者世帯に集中することが分かります。

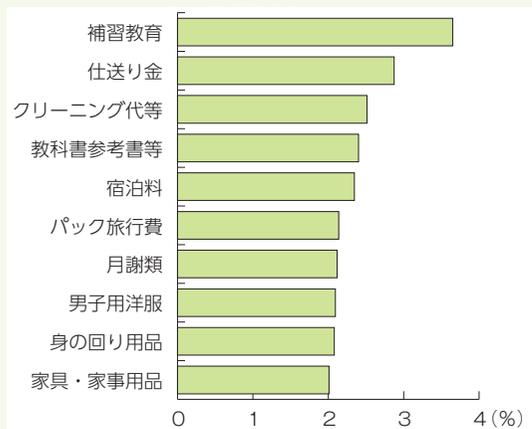
**世帯間の所得増減の違いは、消費市場にも影響を及ぼします。**

まず、二人以上の勤労者世帯では、可処分所得が増えるため、増税後に消費が

拡大する可能性があります。所得増加で家計に余裕が出来た場合、光熱費などの必需的な支出はさほど増えないものの、選択的支出は大きく伸びる傾向があります（図表3）。このため、負担軽減効果を食費などの必需的支出に回す必要性が低い中間層、高所得層を中心に、塾・習い事、参考書、旅行、クリーニングなどの需要が拡大することが予想されます。

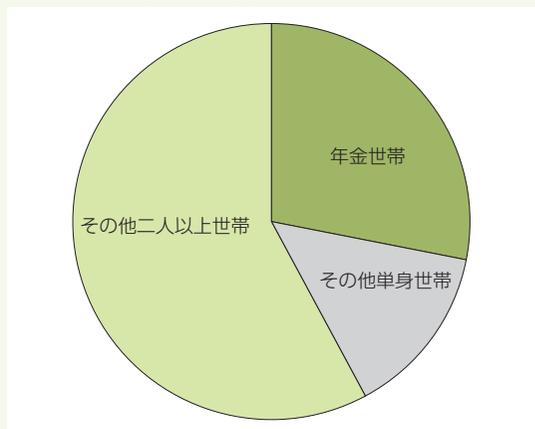
一方、可処分所得が減少する年金世帯、単身勤労者世帯では、消費が下押しされそうです。とりわけ、年金世帯は、支出金額ベースで消費市場の3割を占めているため（図表4）、シニア消費にはマイナス影響が表れそうです。（小方）

図表3 総消費が1%増加した場合の費目別増加率



（資料）総務省「家計調査報告」  
（注）勤労者世帯の支出弾力性上位10費目。支出月額200円未満は除く。

図表4 世帯タイプ別の総消費額シェア（2018年）



（資料）総務省「家計調査報告」、「国勢調査」を基に日本総合研究所作成  
（注）年金世帯は世帯主が65歳以上無職の世帯。

# KEY INDICATORS

(2019年5月15日現在)

## ● 日 本 ●

(%)

	2018年度	2018年	2019年	2019年			
		10～12	1～3	1月	2月	3月	4月
鉱工業生産指数	(0.2)	<1.4> (1.3)	<▲2.6> (▲1.8)	<▲2.5> (0.7)	<0.7> (▲1.1)	<▲0.9> (▲4.6)	
鉱工業出荷指数	(0.3)	<1.0> (1.1)	<▲1.8> (▲1.4)	<▲2.4> (▲0.1)	<1.6> (▲0.3)	<▲0.6> (▲3.3)	
鉱工業在庫指数 (末)	(0.4)	<0.9> (1.7)	<1.1> (0.4)	<▲0.9> (1.2)	<0.4> (1.4)	<1.6> (0.4)	
生産者製品在庫率指数	(3.0)	<0.6> (1.7)	<0.3> (1.8)	<▲2.1> (0.3)	<0.5> (1.9)	<1.7> (3.5)	
稼働率指数 (2015年=100)		104.7		100.0	101.0		
第3次産業活動指数		<0.9> (1.6)		<0.6> (1.6)	<▲0.6> (0.9)		
全産業活動指数 (除く農林水産業)		<0.9> (1.4)		<0.0> (1.1)	<▲0.2> (0.4)		
機械受注 (船舶・電力を除く民需)		<▲3.2> (2.0)		<▲5.4> (▲2.9)	<1.8> (▲5.5)		
建設工事受注 (民間) 公共工事請負金額	(1.1)	(▲5.3) (3.6)	(5.9)	(15.2) (▲4.1)	(6.3) (20.4)	(3.7)	(2.5)
新設住宅着工戸数 (年率、万戸)	95.3 (0.7)	95.5 (0.6)	94.2 (5.2)	87.2 (1.1)	96.7 (4.2)	98.9 (10.0)	
百貨店売上高 全国	(▲0.9)	(0.0)	(▲0.9)	(▲2.9)	(0.4)	(0.1)	
チェーンストア売上高 東京	(0.4)	(0.3)	(▲1.0)	(▲2.9)	(▲0.5)	(0.6)	
チェーンストア売上高	(▲0.8)	(▲1.3)	(▲1.8)	(▲3.4)	(▲2.5)	(0.5)	
完全失業率	2.4	2.4	2.5	2.5	2.3	2.5	
有効求人倍率	1.62	1.62	1.63	1.63	1.63	1.63	
現金給与総額 (5人以上)	(0.8)	(1.5)	(▲1.0)	(▲0.6)	(▲0.7)	(▲1.9)	
所定外労働時間 (//)	(▲1.7)	(▲2.3)	(▲2.4)	(▲1.9)	(▲0.9)	(▲4.4)	
常用雇用 (//)	(1.1)	(0.7)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(1.8)	
M2 (平残)	(2.7)	(2.5)	(2.4)	(2.3)	(2.4)	(2.4)	(2.6)
広義流動性 (平残)	(2.2)	(2.0)	(2.1)	(1.9)	(2.1)	(2.4)	(2.2)
経常収支 (兆円)	19.41	2.60	6.13	0.60	2.68	2.85	
前年差	▲2.76	▲1.68	0.19	▲0.01	0.54	▲0.34	
貿易収支 (兆円)	0.71	▲0.64	0.22	▲0.96	0.49	0.70	
前年差	▲3.83	▲1.77	▲0.49	▲0.30	0.29	▲0.48	
消費者物価指数 (除く生鮮食品)	(0.8)	(0.9)	(0.8)	(0.8)	(0.7)	(0.8)	

(%)

	2017年度	2017年	2018年				2019年
		10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3
業況判断DI 大企業・製造		25	24	21	19	19	12
非製造		23	23	24	22	24	21
中小企業・製造		15	15	14	14	14	6
非製造		9	10	8	10	11	12
売上高 (法人企業統計)		(5.9)	(3.2)	(5.1)	(6.0)	(3.7)	
経常利益		(0.9)	(0.2)	(17.9)	(2.2)	(▲7.0)	
実質GDP (2011年連鎖価格)	(1.9)	<0.4> (2.4)	<▲0.1> (1.3)	<0.5> (1.5)	<▲0.6> (0.1)	<0.5> (0.3)	
名目GDP	(2.0)	<0.2> (2.4)	<▲0.3> (1.7)	<0.4> (1.4)	<▲0.5> (▲0.3)	<0.4> (▲0.1)	

注：〈 〉内は季節調整済み前期比、( )内は前年(同期(月))比。

## ● 米 国 ●

	2018年	2018年		2019年 1～3	2019年		
		7～9	10～12		2月	3月	4月
鉱工業生産	(3.9)	<1.3> (4.9)	<1.0> (4.0)	<▲0.5> (2.9)	<▲0.5> (2.7)	<0.2> (2.3)	<▲0.5> (0.9)
設備稼働率	78.7	79.1	79.4	78.6	78.5	78.5	77.9
小売売上高	(4.9)	<1.1> (5.7)	<0.2> (3.4)	<0.1> (2.9)	<▲0.3> (2.1)	<1.7> (3.8)	<▲0.2> (3.1)
失業率 (除く軍人、%)	3.9	3.8	3.8	3.9	3.8	3.8	3.6
非農業就業者数 (千人) (前期差、前月差)	2,453	667	649	629	56	189	263
消費者物価指数	(2.4)	<0.5> (2.6)	<0.4> (2.2)	<0.2> (1.6)	<0.2> (1.5)	<0.4> (1.9)	<0.3> (2.0)

	2018年	2017年 10～12	2018年				2019年 1～3
			1～3	4～6	7～9	10～12	
実質GDP (連鎖ウェイト方式)	(2.9)	{2.3} (2.5)	{2.2} (2.6)	{4.2} (2.9)	{3.4} (3.0)	{2.2} (3.0)	{3.2} (3.2)
経常収支 (億ドル、年率) 名目GDP比	▲4,885 ▲2.4	▲4,646 ▲2.3	▲4,957 ▲2.5	▲4,143 ▲2.0	▲5,064 ▲2.5	▲5,375 ▲2.6	

注：{ } 内は季節調整済み前期比年率、< > 内は季節調整済み前期比、  
( ) 内は季節調整済み前年比。ただし、消費者物価指数および暦年の前年比は原数値。

## ● アジア ●

実質GDP成長率 (前年比、前年同期比、%)

	韓国	台湾	香港	シンガポール	タイ	マレーシア	インドネシア	フィリピン	中国
2017年	3.1	3.1	3.8	3.9	4.0	5.9	5.1	6.7	6.8
2018年	2.7	2.6	3.0	3.2	4.1	4.7	5.2	6.2	6.6
2017年10～12月	2.8	3.5	3.5	3.7	3.9	5.9	5.2	6.6	6.7
2018年1～3月	2.8	3.2	4.6	4.7	5.0	5.4	5.1	6.5	6.8
4～6月	2.8	3.3	3.5	4.2	4.7	4.5	5.3	6.2	6.7
7～9月	2.0	2.4	2.8	2.4	3.2	4.4	5.2	6.0	6.5
10～12月	3.1	1.8	1.3	1.9	3.7	4.7	5.2	6.3	6.4
2019年1～3月	1.8	1.7	0.5	1.3			5.1	5.6	6.4

貿易収支 (100万米ドル)

	韓国	台湾	香港	シンガポール	タイ	マレーシア	インドネシア	フィリピン	中国
2017年	95,216	57,983	▲61,886	45,564	15,116	22,984	11,843	▲27,380	419,552
2018年	69,657	49,576	▲71,726	41,255	3,254	29,913	▲8,496	▲43,533	350,933
2018年2月	2,801	3,085	▲5,463	3,278	878	2,306	▲53	▲2,537	32,193
3月	6,412	6,012	▲7,078	4,455	1,500	3,765	1,123	▲2,340	▲5,792
4月	6,156	4,154	▲5,982	4,642	▲1,111	3,351	▲1,625	▲3,699	26,213
5月	6,229	4,420	▲5,510	4,086	1,338	2,050	▲1,454	▲3,880	23,412
6月	6,079	5,239	▲6,899	3,442	1,728	1,501	1,706	▲3,553	40,927
7月	6,893	2,308	▲6,003	2,446	▲516	2,057	▲2,007	▲4,016	27,460
8月	6,820	4,612	▲6,644	4,856	▲588	394	▲944	▲3,599	26,257
9月	9,617	4,367	▲6,089	3,217	487	3,681	314	▲4,024	30,253
10月	6,380	3,388	▲5,677	3,285	▲280	3,924	▲1,773	▲4,415	33,006
11月	4,671	4,667	▲5,744	2,608	▲1,178	1,875	▲1,996	▲4,074	41,892
12月	4,182	4,669	▲6,554	676	1,065	2,561	▲1,032	▲4,170	56,786
2019年1月	1,136	907	▲1,313	2,194	▲4,032	2,797	▲1,064	▲3,920	39,340
2月	2,962	4,934	▲6,223	2,785	4,034	2,713	330	▲2,744	3,790
3月	5,131	3,120	▲7,547	2,882	2,005	3,525	540	▲3,138	32,410
4月	4,003	2,685							13,839



SMBC

SUMITOMO  
MITSUI  
BANKING  
CORPORATION

マンスリー・レビュー 2019年6月号

発行日 2019年6月1日  
発行 株式会社 三井住友銀行  
企画・編集 株式会社 日本総合研究所 調査部 TEL (03)6833-1655